

## まちなこ活動支援事業について

### 1 活動者の人数要件の緩和効果について

- 事業を開始した平成22年度以降，着実にまちなこ活動の登録地域数を増やし，野良猫の減少に取り組んできたところであるが，平成27年7月のマナー条例の施行に合わせ，さらなる事業の拡大を図るため，登録に当たっての活動者の人数要件の緩和（管理する猫の頭数が10頭未満の場合，3名以上→2名以上）を行った。
- 登録要件の緩和を行った平成27年度には，年間登録地域数が43件となり，これまで登録に至らなかった地域が登録されるなど，要件緩和が登録地域数の増加に効果があったものと考えられる。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度	29年度 12月末	累計
						～7月	7月～			
新規登録地域数 (うち，要件緩和)	19	27	18	26	24	43 (7)		24 (4)	21 (8)	202 (19)
						11	32 (7)			

### 2 登録地域の活動状況

- 平成29年12月末時点における登録地域については，平成22年度からの累計で202地域にのぼる。
- このうち，70地域（34.7%）については，既に活動を終了しており，現在も活動を継続している地域は，132地域（65.3%）ある。
- 活動を終了している理由としては，管理するまちなこがいなくなったことや，活動団体の解散などが理由として上げられる。
- 本市としては，地域の適切な活動継続に向け，引き続き，支援を進めていく。

### 3 猫の手術の状況

- 平成28年度の手術頭数（159頭）は、平成27年度（204頭）よりも、45頭（22%）減少した。
- まちなこの手術が進むとともに、未手術の猫がつかまりにくくなることがあるため、捕獲率の向上に向けた工夫が必要と考えられる。
- 本市としては、捕獲しやすい手法等を地域の住民に周知し、捕獲率の向上を図る。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 12月末
オス	41	50	56	107	90	88	67	43
メス	53	79	94	103	90	116	92	55
合計	94	129	150	210	180	204	159	98